

江田島市議会議員定数の検討について

1 趣旨

江田島市議会改革推進特別委員会（以下「特別委員会」という。）は、類似団体の状況及び本市の議会運営から、次回改選時である令和7年11月からのあるべき議員定数を調査するため、特別委員会委員により議論しています。

2 調査視点の絞り込み

議員定数を調査する視点は、類似団体の状況及び議会基本条例の原則から、議員定数に影響があるといわれる4つの視点を選定しました。

視点		関連	議会の活動原則	具体的な活動
1	人口		第2条第3項 (多様な意見を基に…)	・ 市民懇談会(議会報告会)の充実 ・ 議会広報活動の充実
2	面積や地理的条件		第2条第3項 (多様な意見を基に…)	・ 市民懇談会(議会報告会)の充実 ・ 議会広報活動の充実
3	財政状況		第2条第3項 (多様な意見を基に…)	・ 市民懇談会(議会報告会)の充実 ・ 議会広報活動の充実
4	常任委員会構成		第2条第1項、第4項 (開かれた議会、監視し評価)	・ 常任委員会、議会運営の活性化 ・ 市民懇談会(議会報告会)の充実 ・ 議会広報活動の充実

※【議会の活動原則（議会基本条例）】

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見を基に政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

3 江田島市議会議員定数の変遷

合併時から4度にわたり議員定数の見直しを行ってきました。その変遷は次のとおりです。

H16 合併時	H17 改選時	H21 改選時	H25 改選時	R3 改選時
53人	26人	20人	18人	16人

4 4つの視点による特別委員会委員の意見

(1) 人口からみる議員定数

- ・類似団体（人口1万5千人から2万5千人までの31市）の議員定数は平均15.3人です。
⇒全国の類似団体を比較しました。
- ・本市では、毎年500人程度人口が減少しています。これに比例して議員数の削減も検討すべきとの意見がありました。
⇒実数を基に実態の共通認識を図りました。
- ・人口は減っても、市の課題は減っていません。逆に課題は増えています。
⇒実態の共通認識を図りました。

(2) 面積や地理的条件からみる議員定数

- ・定数減にすれば議員不在の地域が増えます。
⇒幅広い市民意見の聴取が困難になります。
- ・本市の面積は類似団体と比較して小さい（31市中4番目に小さい）が、島しょ部特有の集落が分散しているなど、地理的条件も異なるため、一概に他自治体との比較は難しいです。

(3) 財政状況からみる議員定数

- ・類似団体における歳出規模の比較をしてはどうか。
⇒歳出規模を基に各自自治体の議員定数について比較を行った結果、本市の歳出規模は類似団体と比較して小さい（31市中8番目に小さい）が、事業内容や効果を精査するものであることから、単純な比較が難しいです。
⇒類似団体と本市の歳出規模を比較しても、財政面から現在の議員定数の増減についての在り方を導きだすことは難しいと結論づけました。

(4) 常任委員会構成からみる議員定数

ア 基本的な考え（常任委員会の人数、常任委員会の数）

- ・一般的に言われている会議の適正人数は、7人～8人を基準に考えるべきです。
⇒委員全員同意見。共通認識を図りました。（14人～16人）
※議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き 令和4年2月 大正大学社会共生学部教授 江藤俊昭
「一常任委員会につき少なくとも7～8人を定数基準としたい。議論できる人数として6人は下らないのではないだろうか。」
- ・類似団体との比較を行った結果、2常任委員会（予算決算常任委員会は除く。）以上が31市中30市（2常任委員会は18市、3常任委員会は12市）であり、また、複数の常任委員会を兼務する団体は1市のみでした。
現在の本市の事業数では、業務の負担も増えることから、常任委員会の兼務は行わず、議員の多様な意見を反映するため、2常任委員会を維持すべきではないか。
⇒委員全員同意見。共通認識を図りました。

イ 常任委員会からみる議員定数（案）

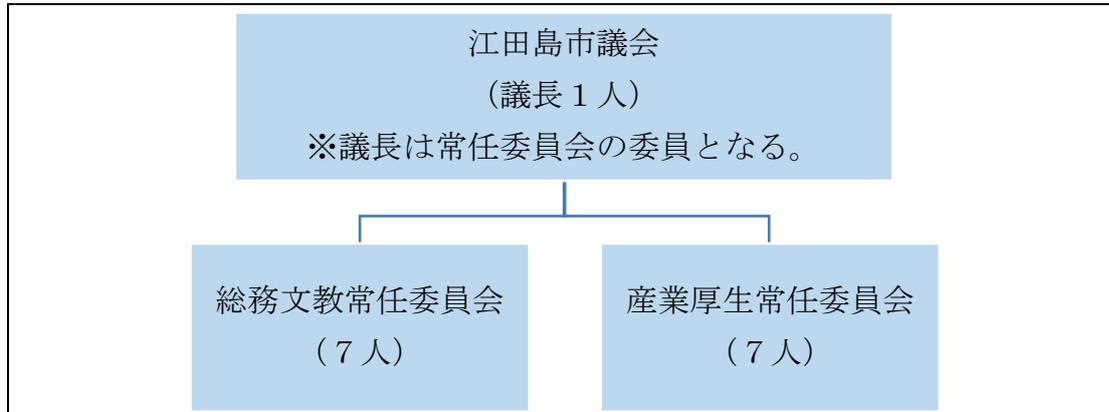
■前提条件

- 1常任委員会の構成人数は、7人～8人が適正である。
- 総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の2つを維持する。

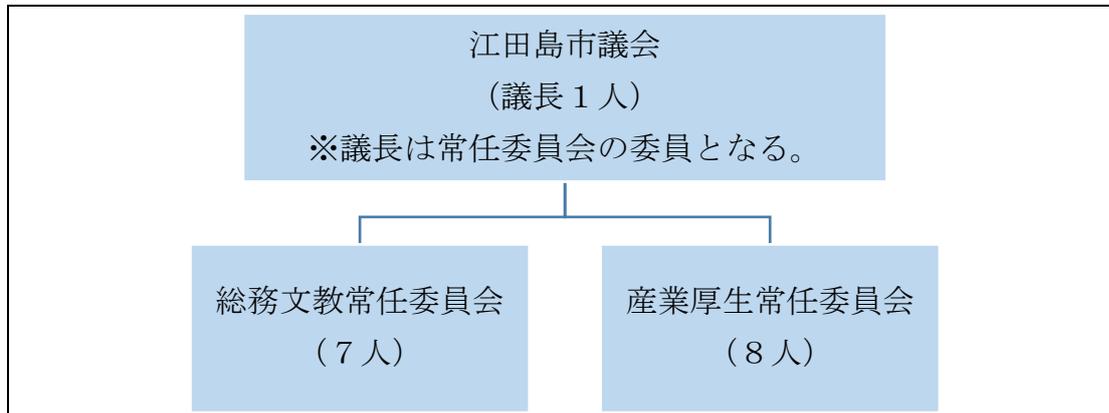
■議論した議員定数（案）

※現在の江田島市議会議員の定数は16人です。（R6.11.1現在）

○パターン1（議員定数14人）

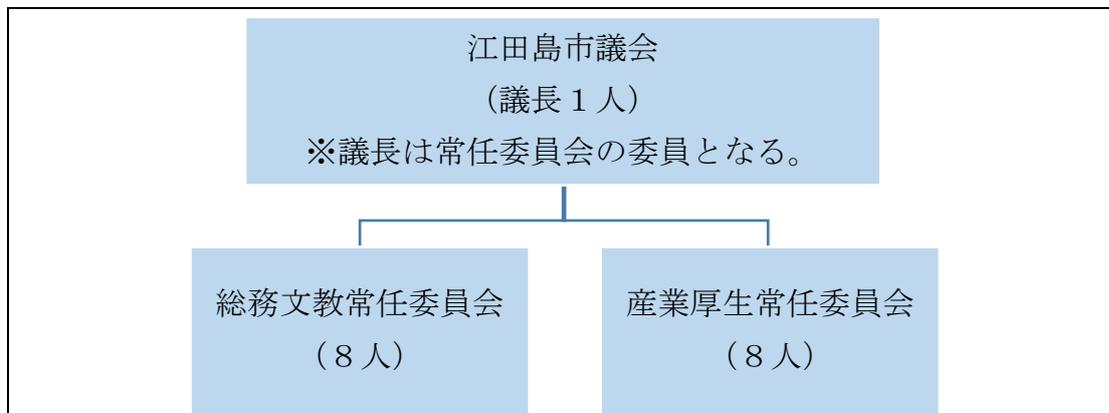


○パターン2（議員定数15人）



※議長を除く場合は、総務文教常任委員会7人、産業厚生常任委員会7人

○パターン3（議員定数16人※現状維持）



5 特別委員会の中間まとめ

議員定数については、これまで4つの視点で協議し、いくつかの項目を確認してきました。

- (1) 人口（類似団体の議員定数の平均は15.3人であり、31市中14市が定数16人です。）
- (2) 面積や地理的条件（類似団体と比較すると、面積は狭小であるが、地形上、集落が分散しているという特殊要因があります。）
- (3) 財政（令和3年度以降、一般会計の歳出規模は155億円程度を維持しており、類似団体より歳出規模が小さいが、単純に比較が難しい。）
- (4) 常任委員会数（多様な意見を反映するため、2常任委員会を維持します。）

議員定数(案)	理由
議員定数は14人とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口は毎年500人程度減少しています。 ・議員は市民の代表であり、人口が減少すれば議員定数は変わります。 ・財政負担の軽減や意思決定の迅速化が図られます。 ・常任委員会で議論が進むには最低7人の構成は必要と言われており、2つの常任委員会によると14人になります。
議員定数は15人とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口は、毎年500人程度減少しています。 ・議員は市民の代表であり、人口が減少すれば議員定数は変わります。 ・財政負担の軽減や意思決定の迅速化が図られます。 ・1常任委員会につき7、8人が定数基準であり、類似団体においても議員定数の平均値はおおむね15人（15.3人）です。
議員定数は16人とします。 (現状維持)	<ul style="list-style-type: none"> ・1常任委員会につき7～8人が定数基準と考え、類似団体と比較しても定数16人の市が最多です。 ・類似団体と比較すると、面積は狭小であるが、集落が分散しているという特殊要因があります。また、人口は減っても、市の課題は減っておらず、逆に増えています。 ・本市議会は、委員会方式に切り替えたばかりであり、委員会を中心とした深い議論を継続するためには、当面は現状の定数を確保していく必要があります。 ・議員数の減少で、多様な意見や地域の声が議会に反映されにくくなる可能性があります。 ・議員数が少ないと、業務負担が増加し、議員の過労や議論の質の低下が懸念されます。 ・議員数が多いことで、行政に対する監視機能が強化され、多様な視点から行政の進捗状況をチェックすることができるため、不正や不適切な行為を防ぐ効果があります。

根拠法令

○地方自治法

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。
- 6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 7 前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。
- 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

○本市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務文教常任委員会 8人

総務部、企画部、危機管理監、会計課、教育委員会、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防の所管に関する事務並びに他の委員会に属さない事務

- (2) 産業厚生常任委員会 8人

市民生活部、福祉保健部、福祉事務所、産業部、土木建築部及び農業委員会の所管に関する事務